

令和3年3月18日

各 位

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

為替取引に係る銀行間手数料の見直しについて

当法人（理事長：岩本秀治）は、成長戦略実行計画等*1において、銀行間手数料*2を全銀ネットが定める仕組みに統一し、コストを適切に反映した合理的な水準への引き下げを実施する旨が明記されたことを受け、本日開催した理事会において、「内国為替制度運営費」を創設することといたしました*3。

「内国為替制度運営費」は、内国為替制度を安定的に運営するため、仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用であり、当該費用の設定に当たっては、被仕向銀行が受取人口座への入金等の為替処理を行うために必要となる費用等を適切に反映した社会通念上合理的な水準といたします（詳細は別紙ご参照）。また、これに伴い、銀行間手数料は廃止いたします。

当法人は、社会インフラである内国為替制度の運営者として、内国為替制度および全銀システムの適切かつ安定的な運営を堅持しつつ、為替取引の利用者や金融機関のニーズならびに社会的要請を踏まえて、引続き制度およびシステムの高度化等に取り組んで参ります。

以 上

- *1 令和2年7月17日（金）に閣議決定された、「成長戦略実行計画」および「成長戦略フォローアップ」（詳細は、成長戦略ポータルサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/>を参照）。
- *2 為替取引に当たって仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる、個別銀行間の協議により定めた手数料であり、為替取引の性質等を踏まえると、銀行間の委任事務処理（振込の場合は、受取人口座への入金処理等）に要する費用と解されている。
なお、銀行間手数料の費用体系は、為替取引の種類に応じて扱いが異なり、「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」（公正取引委員会）によると、一般の振込で3万円未満が117円（税抜）、3万円以上が162円（税抜）とされている。
- *3 関係当局の認可が得られることが前提。

内国為替制度運営費について

1. 算定方法

内国為替制度運営費は、為替取引の被仕向処理に要するコスト（以下、「被仕向対応コスト」という。）、被仕向銀行において為替事業の継続に必要な利益相当分（以下、「為替事業利益相当分」という。）で構成するものとし算定。

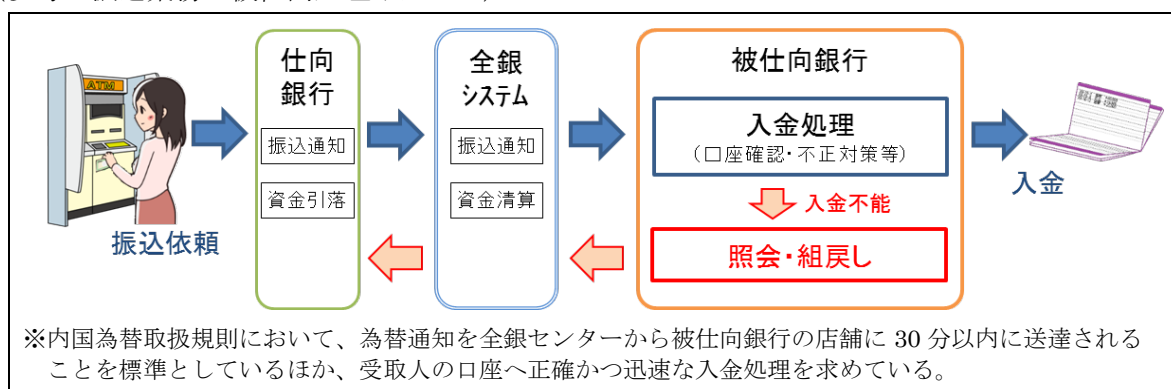
当初は、為替取引1件あたり「62円」とする。

$$62 \text{ 円} = \text{被仕向対応コスト} : 50 \text{ 円} + \text{為替事業利益相当分} : 12 \text{ 円}$$

(1) 被仕向対応コスト

被仕向対応コストは、為替取引の被仕向処理および被仕向処理の安全性・利便性等の向上に要するシステム費・人件費・物件費・全銀システム経費等の費用について加盟銀行（清算参加者）を対象として調査のうえ、その総額を為替取引の総件数で除した金額とする。

(参考 振込業務の被仕向処理イメージ)



(2) 為替事業利益相当分

一般企業と同様に、被仕向銀行においても将来的な投資に必要なコストを賄いつつ為替事業を継続するためには、一定の利益の確保が必要であることから、広く一般企業における利益相当分を内国為替制度運営費の構成要素とし、「企業活動基本調査」（経済産業省）を用いて算定する。

2. 対象

為替取引の種類や金額に関わらず被仕向対応費用が生じていることから、一律に内国為替制度運営費を設定することを原則とする。

※給与・賞与の振込については、労働基準法の例外扱いとされていることを踏まえ、内国為替制度運営費の設定が受取人（労働者）の利便性に影響を及ぼすことのないよう、設定対象外（無料）とする。

3. 適用開始時期

令和3年10月1日（金）

※国庫金・公金の適用開始時期については、仕向銀行(指定金融機関)において内国為替制度運営費を賄うための対応・調整等に相応の期間を要すること等を踏まえ、令和6年10月1日とする。

4. 見直しサイクル

内国為替制度運営費が社会通念上合理的な水準であることを維持するため、5年に一度、被仕向対応コストおよび為替事業利益相当分を算定のうえ見直しを行う。

※次回は令和7年度に内国為替制度運営費の見直しを行い、令和8年10月から適用する。

以 上